転作率の達成と米の所得保障

町長 過去の経緯と現状は重い

椎木 学　議員

問 米の戸別保障制度は、転作割り当て面積を達成し、米の生産数量目標を守った場合にのみ支給対象になる。

しかし、転作率を守らず、全面積を水稲作付けをした場合でも、補償支払い対象になっているのではと、多くの農家から不満を聞いている。

また、戸別保障制度は個人であるが、転作割り当ては、旧町単位、集落単位で異なる割り当てである。

さらに、戸別の希望合計結果が、全町の目標を達成していれば、戸別間の不平等は関係ないと聞いている。今後もこの方法でよいのか。

答 森田町長 米の戸別保障制度は、生産数量目標にあわせた農家が対象。

戸別の生産数量目標の配分割り当ても可能だが、本町の水田農業推進協議会は、過去の経緯や現状をふまえ、集落への配分を行っている。しかし、実際には、戸別の積み上げを集落配分としている。

次年度以降の対応は、全町一律の提案も理解できるが、各地区の過去の経緯も考えたい。

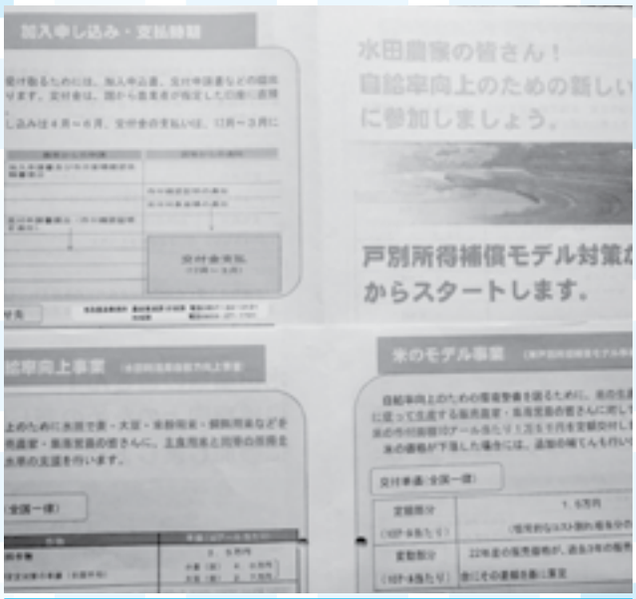

不公平感のない補償を

中山間支払制度の加入促進を

町長 制度の担当者を3人に

問 過疎法により、本町のほぼ全域が、中山間地域等直接支払制度の対象になった。

また、農産物価格の低迷、農業従事者の高齢化で、施設の維持管理が困難になっている。

制度の担当者を増やし、加入促進をするべきだと考えるがどうか。

答 森田町長 過疎地域の指定を受け、緩傾斜地も制度の対象となったため、本町全域が対象になった。

また今回からは、集落の持続的なサポート体制に交付金が出る。

本町の課題も、担い手の育成や、耕作放棄地の拡大防止である。

これらの取り組みによって、集落のサポート体制ができると思う。

6月15日現在、対象111集落の中で75集落が取り組む予定。

また、この事業の担当者を旧町単位で各1人の、3人に増員をして支援をしている。

持続可能なサポート体制を